

大阪市条例第6号

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例を廃止する条例

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和3年大阪市条例第59号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係るこの条例による廃止前の万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例に規定する特定職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の算定については、なお従前の例による。